

2013年4月23日

各 位

会 社 名 The Dow Chemical Company
代 表 者 名 会長、社長兼最高経営責任者
アンドリュー・N・リバリス
(コード番号 4850 東証市場第一部)
問 合 せ 先 長島・大野・常松法律事務所
弁 護 士 橋 元 勉 (Tel : 03-3511-6113)

平成25年第1四半期報告書提出期限延長承認に関するお知らせ

ザ・ダウ・ケミカル・カンパニー（以下、「当社」といいます。）は、平成25年第1四半期（平成25年3月31日終了）報告書提出期限につき、平成25年4月19日付で、関東財務局長より四半期報告書の提出期限延長の承認をいただきましたことをご報告いたします。

記

1. 平成25年第1四半期報告書提出について

- | | |
|------------|--|
| ・本来の提出期限 | 平成25年第1四半期（自平成25年1月1日 至平成25年3月31日）経過後
45日以内（平成25年5月15日） |
| ・承認された提出期限 | 平成25年第1四半期（自平成25年1月1日 至平成25年3月31日）経過後
70日以内（平成25年6月9日） |

2. 延長を必要とする理由

当社は、本国（米国）において、米国1934年証券取引所法に基づき、各事業年度の第1、第2及び第3四半期末日から40日以内に、Form 10-Qの様式による四半期報告書を米国証券取引委員会に提出するよう求められています。日本における四半期報告書に含まれる財務諸表及びその他の多くの部分は、Form 10-Qに含まれる英語で作成された財務諸表及びその他の情報に基づき、日本語で作成しますが、当該和訳の作成には相当の期間を要します。

上記の理由を考慮し、当社は、平成25年第1四半期報告書の関東財務局長への提出につき、本国における第1四半期報告書の提出から30日程度を必要とするため、提出期限を当該第1四半期経過後70日以内として承認を申請し、この度関東財務局長の承認を受けました。

以上